

群馬県下における国鉄線、国道、河川等の防災促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

近藤 忠孝

参議院議長 河野 謙三殿

群馬県下における国鉄線、国道、河川等の防災促進に関する質問主意書

上越線岩本駅付近における落石による急行佐度号事故につづいて、群馬県内では吾妻線、足尾線でも落石事故が発生している。

現在群馬県内の国鉄六線で六百二十二ヶ所の落石危険個所が指摘されている。

さらに群馬県が管理する国・県道でも九百十九の落石危険個所があるが、これの防止工事は百ヶ所しかおこなわれていない。

また県内洪水危険個所は七十二河川、百七十七ヶ所にも及んでいる。

こうした実情にもとづき、本年三月、群馬県議会は、政府に対し国鉄、国道、河川などの保全と人命保護に万全の措置を求める意見書を提出し、私も、佐渡号落石事故発生時に現地調査をおこなったところである。本年四月十三日には「災害復旧に関しての申し入れ」を国土庁長官と建設

省に求めているが、いまだ具体的回答がなされていない。

そこで、あらためてここに第二の佐渡号事故をおこさぬため、国は、群馬県内吾妻線、足尾線等国鉄六線や国道、県道での落石の危険と河川災害のおそれなどに関し、どのように措置をとられているのか回答を求めるものである。

右質問する。